様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　０４１２１１８４２７２

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　佐賀県小城市小城町岩蔵６４０８番地２５４
氏　　名　株式会社ウッドライフ
　　代表取締役　江里口　義章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条の２第１項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事　山口　祥義

許可の年月日　　令和　８年（２０２６年）４月１７日
許可の有効年月日　　令和１２年（２０３０年）８月１８日

１．事業の範囲

中間処理業	産業廃棄物の種類
堆肥化	汚泥（有機性のものに限る。）、廃酸（食品廃棄物に限る。）、廃アルカリ（食品廃棄物に限る。）及び動植物性残さ 以上４種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）
破　砕	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（以上３品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ及びゴムくず 以上８種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）
乾　燥	汚泥及び動植物性残さ 以上２種類（水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

２．事業の用に供するすべての施設

種　　類	堆肥化施設	破砕施設（移動式）
産業廃棄物の種類	１．の中間処理業（堆肥化）にある産業廃棄物の種類の全て	木くず
設置場所	小城市小城町岩蔵字新鹿倉６４０８番２５４	小城市小城町岩蔵字新鹿倉６４０８番３１１
設置年月日	平成２７年６月２５日	平成２９年１月２０日
処理能力	１．０ｔ／日（２４時間）	５２８ｔ／日（８時間）
許可年月日		平成２８年１２月２８日
許可番号		佐賀県指令２８循環第１２号

種　　類	乾燥施設	破砕施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物の種類	１．の中間処理業（乾燥）にある産業廃棄物の種類の全て	木くず
設置場所	小城市小城町岩蔵字新鹿倉６４０８番２５４	佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永五十九号 ２８０８番６、２８０８番１１
設置年月日	平成３０年３月１日	令和４年３月９日
処理能力	汚泥：４．８㎥／日（８時間） 動植物性残さ：５．３㎥／日（８時間）	４．４ｔ／日（８時間）

（裏面へ）

種　　類	破砕施設（固定式及び移動式）
産業廃棄物の種類	１．の中間処理業（破砕）にある産業廃棄物の種類の全て
設置場所	佐賀市久保泉町大字上和泉字徳永五十九号 ２８１０番
設置年月日	令和７年８月２７日
処理能力	廃プラスチック類：４．３ｔ／日（８時間） 紙くず　　：３．７ｔ／日（８時間） 木くず　　：４．５ｔ／日（８時間） 繊維くず　　：１．５ｔ／日（８時間） 動植物性残さ　：４．５ｔ／日（８時間） ゴムくず　　：８．２ｔ／日（８時間） 金属くず　　：１４　ｔ／日（８時間） ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ：４．１ｔ／日（８時間）

３．許可の条件

県内で移動して使用する場合は、排出事業所敷地内の作業に限る。さらに、破砕施設（平成２９年１月２０日設置）を排出事業所で使用する場合は、隣地との敷地境界から１５m以上離して設置し、その距離が２８m未満の場合は、防音シートを使用すること。　以下余白

４．許可の更新又は変更の状況

令和　７年　８月１９日　更新許可

令和　８年　４月１７日　変更許可　破砕施設（令和７年８月２７日設置）の追加及び中間処理業（破砕）の産業廃棄物の種類の追加　以下余白

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して３か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。
また、この許可を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。